

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月厚生省告示第19号。以下「居宅サービス単位数表」という。）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月厚生省告示第20号。以下「居宅介護支援単位数表」という。）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月厚生省告示第21号）については、本年2月10日に公布されたところであるが、それぞれの介護給付費の算定に係る体制等に関する届出に際してその届出項目及び届出様式の記載上の留意点等は下記のとおりであるので、その取扱いについて遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を図りたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 ～ 第5 （略） 第6 介護予防・日常生活支援総合事業の取扱いについて（略） (1) （略） (2) 届出項目について （別紙1-4）「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目とする。なお、当該様式は訪問型サービス（みなし）、訪問型サービス（独自）、通所型サービス（みなし）及び通所型サービス（独自）について示しているものであり、訪問型サービス（独自/定率）、訪問型サービス（独自/定額）、通所型サービス（独自/定額）及び通所型サービス（独自/定率）（以下、「独自定額・定率サービス」という。）については、市町村において様式を定めること。 (3) 体制等状況一覧表の記載要領について 1 共通事項 ・ （略）</p>	<p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月厚生省告示第19号。以下「居宅サービス単位数表」という。）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月厚生省告示第20号。以下「居宅介護支援単位数表」という。）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月厚生省告示第21号）については、本年2月10日に公布されたところであるが、それぞれの介護給付費の算定に係る体制等に関する届出に際してその届出項目及び届出様式の記載上の留意点等は下記のとおりであるので、その取扱いについて遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を図りたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 ～ 第5 （略） 第6 介護予防・日常生活支援総合事業の取扱いについて（略） (1) （略） (2) 届出項目について （別紙1-4）「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目とする。なお、当該様式は訪問型サービス（独自）及び通所型サービス（独自）について示しているものであり、訪問型サービス（独自/定率）、訪問型サービス（独自/定額）、通所型サービス（独自/定額）及び通所型サービス（独自/定率）（以下、「独自定額・定率サービス」という。）については、市町村において様式を定めること。 (3) 体制等状況一覧表の記載要領について 1 共通事項 ・ （略）</p>

2 訪問型サービス（みなし）

「サービス提供責任者体制の減算」については、訪問介護と同様であるので、第5の2を準用されたい。なお、用いる添付様式は（別紙28）「サービス提供責任者体制の減算に関する届出書」とする。

「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、第5の2を準用されたい。

「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域の状況」については、訪問介護と同様であるので、第5の2を準用されたい。

また、「規模に関する状況」については、第5の2を準用されたい。

「介護職員処遇改善加算」については、訪問介護と同様であるので、第5の2を準用されたい。

3 訪問型サービス（独自）

「サービス提供責任者体制の減算」については、訪問介護と同様であるので、第5の2を準用されたい。なお、用いる添付様式は（別紙28）「サービス提供責任者体制の減算に関する届出書」とする。

～（略）

4 通所型サービス（みなし）

「職員の欠員による減算の状況」については、「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）の別紙「地域支援事業実施要綱」（以下「地域支援事業実施要綱」という。）の別添1の2の注2に関する欠員該当職種を記載させること。

「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、第5の7を準用されたい。

「生活機能向上グループ活動加算」については、地域支援事業実施要綱の別添1の2のロに該当する場合に「あり」と記載させること。

「運動器機能向上体制」については、地域支援事業実施要綱の別添1の2のハに該当する場合に「あり」と記載させること。

「栄養改善体制」については、地域支援事業実施要綱の別添1の2のニに該当する場合に「あり」と記載させること。

（新設）

2 訪問型サービス（独自）

「サービス提供責任者体制の減算」については、訪問介護と同様であるので、第5の2を準用されたい。なお、用いる添付様式は（別紙28）「サービス提供責任者体制の減算に関する届出」とする。

～（略）

（新設）

「口腔機能向上体制」については、地域支援事業実施要綱の別添1の2のホに該当する場合に「あり」と記載させること。

「選択的サービス複数実施加算」については、地域支援事業実施要綱の別添1の2のヘに該当する場合に「あり」と記載させること。

「事業所評価加算(申出)の有無」については、介護予防訪問リハビリテーションと同様であるので、第5の27を準用されたい。

「サービス提供体制強化加算」については、通所介護と同様であるので、第5の7を準用されたい。なお、用いる添付様式は(別紙29)「サービス提供体制強化加算に関する届出書」とする。

「生活機能向上連携加算」については、通所介護と同様であるので、第5の7を準用されたい。

「介護職員処遇改善加算」については、訪問介護と同様であるので、第5の2を準用されたい。

5 通所型サービス(独自)

「職員の欠員による減算の状況」については、地域支援事業実施要綱の別添1の2の注2に関する欠員該当職種を記載させること。

(略)

「生活機能向上グループ活動加算」については、地域支援事業実施要綱の別添1の2のロに該当する場合に「あり」と記載させること。

「運動器機能向上体制」については、地域支援事業実施要綱の別添1の2のハに該当する場合に「あり」と記載させること。

「栄養改善体制」については、地域支援事業実施要綱の別添1の2のニに該当する場合に「あり」と記載させること。

「口腔機能向上体制」については、地域支援事業実施要綱の

3 通所型サービス(独自)

「職員の欠員による減算の状況」については、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号)による改正前の指定介護予防サービス基準第97条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。

(略)

「生活機能向上グループ活動加算」については、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(平成30年厚生労働省告示第 号)による改正前の介護予防サービス介護給付費単位数表(以下「旧介護予防サービス介護給付費単位数表」という。)ロに該当する場合に「あり」と記載させること。

「運動器機能向上体制」については、旧介護予防サービス介護給付費単位数表ハに該当する場合に「あり」と記載させること。

「栄養改善体制」については、旧介護予防サービス介護給付費単位数表ニに該当する場合に「あり」と記載させること。

「口腔機能向上体制」については、旧介護予防サービス介護

<p>別添 1 の 2 のホに該当する場合に「あり」と記載させること。 「<u>選択的サービス複数実施加算</u>」については、<u>地域支援事業実施要綱の別添 1 の 2 のへ</u>に該当する場合に「あり」と記載させること。 「<u>事業所評価加算(申出)の有無</u>」については、介護予防訪問リハビリテーションと同様であるので、<u>第 5 の 27</u> を準用されたい。 「<u>サービス提供体制強化加算</u>」については、通所介護と同様であるので、<u>第 5 の 7</u> を準用されたい。なお、用いる添付様式は(別紙 29)「<u>サービス提供体制強化加算に関する届出書</u>」とする。 「<u>生活機能向上連携加算</u>」については、通所介護と同様であるので、<u>第 5 の 7</u> を準用されたい。 — (略)</p>	<p><u>給付費単位数表二</u>に該当する場合に「あり」と記載させること。 「<u>選択的サービス複数実施加算</u>」については、<u>旧介護予防サービス介護給付費単位数表</u>へに該当する場合に「あり」と記載させること。 「<u>事業所評価加算</u>」については、介護予防訪問リハビリテーションと同様であるので、<u>第 5 の 28</u> を準用されたい。 「<u>サービス提供体制強化加算</u>」については、通所介護と同様であるので、<u>第 5 の 7</u> を準用されたい。なお、用いる添付様式は(別紙 29)「<u>サービス提供体制強化加算に関する届出</u>」とする。 (新設) — (略)</p>
<p>(様式) <u>別紙 1-4</u> (内容変更有) <u>別紙 26</u> (内容変更有) <u>別紙 29</u> (内容変更有)</p>	